

地域保健福祉活動振興事業公募要領

(目的)

第1条 地域福祉を推進する先進的・モデル的な取り組みを行おうとしている社会福祉団体や、住民主体の地域福祉活動に取り組むボランティアグループ等の活動に対し、補助金を交付することにより、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 地域でのネットワークを構築するなど、新たな地域福祉活動を推進する先駆的、モデル的事業を公募する。

(事業期間)

第3条 事業は、補助金交付決定後、平成30年2月28日までの間において、完了するものとする。

(補助対象)

第4条 奈良県内に住所又は活動の拠点を有する次の団体とする。

- (1) 特定非営利活動法人（NPO法人）、または一般社団法人もしくは一般財団法人。
- (2) (1)のほか、自ら活動を行っている民間非営利団体で、組織の運営に関する規則（規約、会則等）の定めがあって1年以上活動しており、かつ予算・決算を適正に行っている団体。

(補助金額および事業採択団体数)

第5条 補助金額は、次のとおりとし、事業採択団体は、1団体程度とする。

補助率 10/10 一団体 100万円以内

(補助対象経費)

第6条 補助事業の遂行に必要と認められる経費は、第3条に定める期間内に支出した経費のうち、下記の「補助対象経費」とする。

なお、補助対象経費の支出内容は、下記の「具体例」に沿ったもので、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

また、補助事業を行うにあたり区分経理を行うこと。

補助対象経費

経費区分	具 体 例
報償費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品の購入など
旅費	講演会等の講師旅費、参画事業者等旅費など
食料費	イベントで使用する食材などの材料、講演会講師の弁当代など
消耗品費	用紙、封筒、消耗雑品、写真現像代、コピー代など
印刷製本費	チラシ印刷、パンフレット作成など
使用料及び賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料など
役務費	通信運搬費（郵便料、電話代）、ボランティア保険料など
委託料	イベント等の会場設営費など
備品購入費	サロン開設用の机、椅子、農作業用の農機具など
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

（選考及び補助先の決定）

第7条 応募された事業については、奈良県福祉活動振興協議会により次の基準と選考方法によって審査し、審査結果をもとに知事が事業を決定するものとする。

（1）選考の基準

下記の項目をもとに総合的に評価し、選考する。

○「先駆性」

今後の地域福祉活動の先例となり得るか。

○「独創性」

従来のある事業にない先駆性や独創的な発想があるか。

○「地域貢献性」

地域住民や地域社会への貢献性があるか。

○「公益性」

1団体などの利益になるものではなく公の利益に資するものか。

○「必要性」

社会情勢や地域の実情に照らし、必要とされている現実課題に対応しているか。

○「継続性」

将来も継続して活動されていく事業内容か。

○「計画性（経費適正さを含む）」

予算の組み立てや実施計画が明確で実行可能なもので、費用対効果が良好か。

（2）選考方法

選考は奈良県福祉活動振興協議会の委員により行い、申請者からの提出書類と一般公開プレゼンテーションによる事業内容の説明により審査する。

(募集期間及び公募申請提出)

第8条 募集期間は、平成29年5月9日(火)～平成29年5月31日(水)とし、
下記書類①から⑤の書類を奈良県健康福祉部地域福祉課に提出するものとする。(持参
又は郵送)

①事業実施計画書(第1号様式)

②事業計画書(別紙1)

③資金計画書(別紙2)

④団体概要書(別紙3)

⑤その他参考資料

※事業内容の確認のため、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

※提出書類は返却しない。

(審査結果の通知)

第9条 審査結果については、申請者へ通知します。

(補助金の交付手続き等)

第10条 採択となった補助事業にかかる補助金の交付申請、請求等の手続きおよびその
他の事項のうちこの要領に記載されていない事項については、「地域保健福祉活動振興
事業補助金交付要綱」の規定による。

(情報公開)

第11条 採択された事業については、当該事業の概要及び団体の名称等を公表する。

附 則

この要領は平成22年10月 6日から施行する。

この要領は平成23年 4月 1日から施行する。

この要領は平成24年 4月 1日から施行する。

この要領は平成25年 3月 5日から施行する。

この要領は平成26年 4月15日から施行する。

この要領は平成27年 4月30日から施行する。

この要領は平成28年 4月25日から施行する。

この要領は平成29年 4月26日から施行する。